

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年3月まで  
結婚後に、A町役場の職員である知人から年金加入期間に係る国民年金保険料の納付を勧められ、夫の保険料と一緒に少ない収入の中から払い続けてきた。免除期間があることも知らなかったし、申請免除をした覚えも無い。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含めて保険料を完納していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、旧A町の国民年金被保険者名簿では申立期間は無資格期間とされているが、社会保険庁のオンライン記録では申請免除期間とされており、行政機関相互の記録に齟齬が見られる。

さらに、申立人は申立期間前後において生活状況に特に変化は無かったとしており、申立期間の国民年金保険料を申請免除する特段の事情は見当たらず、申立期間当時の保険料額が100円であったと鮮明に記憶している上、申立人が保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の申立期間における保険料のみが免除期間とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年9月30日から同年10月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月31日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年11月29日まで

申立期間について、社会保険事務所に記録照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、B市国民健康保険加入証明書（B市長発行）を添付しますので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人が、昭和49年10月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、同時期に当該事業所に勤務していた元同僚は、申立人が当該期間において勤務していたことを証言しており、また、当該元同僚は、厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和49年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業所は全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年11月1日から同月29日は、事業所が全喪届を提出しており、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和49年11月1日から同月29日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

申立期間はA県内のB店に住込み勤務し、20歳になった時に店主に頼んで国民年金の加入手続きを行い、食費や国民年金保険料を差し引かれて月給をもらっていた。当時の資料は持っていないが調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に勤務先の店主に頼んで国民年金の加入手続きをしたと主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、昭和42年7月28日から同年12月1日の間と推認できることから申立人の主張とは矛盾する上、当該時点においては申立期間の一部は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付した形跡も見られず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 26 日から 49 年 1 月 7 日まで  
A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。私と一緒に働いた同僚には申立期間に厚生年金保険被保険者として加入している期間も見られる。給与明細書は所持していないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、一緒に勤めていた同僚の証言により推認することはできるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人が勤務していたと証言している同僚からは、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

さらに、事業を継承したB社の担当者からは、「申立期間当時の資料は廃棄されており、確認することはできない。」旨の回答があるほか、社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は同事業所において昭和 46 年 1 月 1 日に資格取得し、47 年 7 月 25 日に資格喪失しており、その後 48 年 11 月 12 日に資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年から 1 年間 (月日不詳)  
②昭和 62 年から 63 年までの 2 年間 (月日不詳)

私は、昭和 47 年から約 1 年間、A 社に勤務した期間について、照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、厚生年金保険に加入していた記録は確認できないとの回答を受けた。

また、昭和 62 年から 63 年にかけての 2 年間、当時 B 市に所在した C 社に勤務した期間について、照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、同社は当時、厚生年金保険に加入していない事業所だったとの回答を受けた。

平成 13 年ごろ、自宅が火災に遭い、提出できる物的な証拠は無いが、確かに給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは、同社が保管していた申立人の履歴書及び申立人の勤務状況に関する記憶と同社側の説明とがほぼ合致することから推認することはできるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、同社では、「申立人は正社員ではなく、厚生年金保険に加入させていなかった臨時雇用者であった。」としている。

さらに、社会保険事務所が管理する厚生年金保険の被保険者名簿の記録を見ると、申立期間に係る健康保険の整理記号番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。



加えて、同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

一方、申立期間②については、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票を見ると、申立人が昭和 62 年 4 月 25 日から 63 年 3 月 12 日までC社で勤務していたことが確認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、社会保険庁のオンライン記録では、同社の健康保険厚生年金保険適用事業所新規適用年月日は平成 2 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月まで  
③ 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、一部の期間は判明しましたが、申立期間については加入していた事実が無い旨の回答を受けました。

厚生年金保険に加入していたと思いますので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③に係るそれぞれの事業所に勤務していた事実を確認できる資料は無いが、業務内容に関する申立内容と現存する事業所（合併会社含む。）等への照会結果から、申立人がこれら事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、厚生年金保険料を控除されていた記憶があいまいである上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

申立期間①については、現存する事業所（「A社」）への照会結果から、同期間に係る事業所が「B社」とであると推認されるが、商業登記上、同社が設立されたのは昭和 54 年 10 月 8 日であることが確認できることから、申立人が勤めていたとする期間より後に法人化されている上、社会保険庁の記録によると、55 年 3 月 1 日に同社は初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

申立期間②及び③については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番も無い。

また、いずれの期間についても、雇用保険に加入した形跡は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月20日から同年7月1日まで  
A基地からB軍A基地C隊に転勤になっていた期間の厚生年金保険加入が確認できなかった。厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者の記録、従業員台帳及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてD事務所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関係資料が無い。

また、E事務所に照会したところ、当該事務所が保管している申立人の従業員台帳からは、「昭和25年8月5日採用、平成4年6月30日定年退職」であることは確認できるものの、F県Gで勤務していた事実までは確認できない上、同事務所保管の喪失者名簿には、「昭和28年1月17日資格喪失、29年2月1日資格取得」となっている旨の回答があり、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間における同僚の記録から、H基地I隊の事業所名は確認できるものの、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿は存在せず、申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認できない上、J局からは、「申立期間における申立人に係る在籍を確認できる資料が存在しない。」旨の回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。